

亀山市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
加太向井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 岡田 達吉
 亀山市加太向井2302番地
変更後 中村 一彦
 亀山市加太向井1993番地5
- 3 変更の年月日
平成31年4月1日
- 4 変更の理由
任期満了による